

令和3年度 ラスペックホール特定天井改修工事について

特定天井とは

建築基準法施行令 39 条 1 項では、「地震」「風圧」「衝撃」等によって天井が脱落・落下することがないように対策を講じることが規定されていました。しかしながら 2011 年の東日本大震災において、吊り天井等の落下など、天井に関連した被害が多発したことから、天井の脱落・落下対策を強化することを細かく定める法整備が必要となりました。

その結果、平成 26 年 4 月 1 日に建築基準法施行令 39 条に第 3 項が追加される改正が施行され、その中で「特定天井」が定義され、脱落・落下防止の技術的な基準が定められました。

具体的には、「特定天井」とは「日常的に人が利用する場所の高さ 6m 超、面積は 200 平方メートル超、質量は 2kg/平方メートル超の吊り天井のこと」とされています。

※ 工事発注見通し（ホームページ公開分から抜粋）

| 工事(委託)名 | 工事概要 | 工(業)種 | 工事担当課 | 発注方式 |
|------------------------|--|-------|-----------|------|
| 白根学習館ラスペックホール特定天井改修工事 | 特定天井改修 一式 | 建築一式 | 公共建築第 2 課 | 一般 |
| 白根学習館特定天井・防災設備改修電気設備工事 | 1. 電灯設備 一式 2. 動力設備 一式 3. 弱電設備 一式 | 電気 | 公共建築第 2 課 | 一般 |

工事期間（令和3年6月14日（月）から令和4年3月20日（予定）

※ 令和4年1月末までに本体工事を終了し、2月からの確定申告時期については、ホールのみ使えるようにする。2月・3月は天井の照明等の施工を行う。

※ 工事に伴い、敷地内に工事ヤードを設置する

